

【文教・科学委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院内閣委員会提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願2種類7件のうち、1種類6件を採択した。

〔法律案の審査〕

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、ゆとりのある国民生活の実現に資するため、「成人の日」を1月の第2月曜日とし、「体育の日」を10月の第2月曜日とするものである。

委員会においては、提出者である衆議院内閣委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決した。

〔国政調査等〕

9月10日、有馬文部大臣及び森田文部政務次官から文教行政の諸施策について、また、竹山科学技術庁長官及び稲葉科学技術政務次官から科学技術振興のための諸施策について、それぞれ就任に当たっての見解を聴取した。

9月24日、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行い、国立研究所における運営費削減の理由、不登校の児童生徒に対する対応策、中央教育審議会の答申「今後の地方教育行政の在り方について」に対する文部省の対応、学級編制の最適規模と教職員の定数改善計画、核融合開発の国際協力の現状、外国人学校卒業生の大学受験資格の認定問題、原子力行政の信頼回復に向けた方針、私立学校における授業料滞納急増の対策、学校評議員制度の位置付け、中央省庁再編と科学技術行政の在り方、小中学校におけるNHK放送受信料の免除措置廃止に関する対応策、スポーツ振興対策等が取り上げられた。

10月15日、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行い、原燃輸送株式会社における使用済燃料輸送容器のデータ問題について竹山科学技術庁長官から報告を聴取した後、同問題に関する件、スポーツ振興投票券の販売方法等に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月10日（木）（第2回）

- 文教行政の諸施策に関する件について有馬文部大臣から説明を聴いた。
- 科学技術振興のための諸施策に関する件について竹山科学技術庁長官から説明を聴い

た。

○平成10年9月24日（木）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国立研究所における運営費の削減に関する件、中央教育審議会の答申に関する件、熱核融合開発の国際協力に関する件、外国人学校卒業生の大学受験資格に関する件、原子力行政の信頼回復に関する件、私立学校における授業料滞納急増対策に関する件、中央省庁再編と科学技術行政の在り方に関する件、小中学校におけるNHK受信料免除の廃止に関する件、スポーツ振興対策に関する件等について有馬文部大臣、竹山科学技術庁長官、政府委員及び参考人日本放送協会理事芳賀譲君に対し質疑を行った。

文教科学

○平成10年10月13日（火）（第4回）

- 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆第11号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長二田孝治君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第11号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、さき
反対会派 なし

○平成10年10月15日（木）（第5回）

- 原燃輸送株式会社における使用済燃料輸送容器のデータ問題に関する件について竹山科学技術庁長官から報告を聴いた後、原燃輸送株式会社における使用済燃料輸送容器のデータ改ざん問題に関する件、スポーツ振興投票券の販売方法等に関する件等について竹山科学技術庁長官、有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日（金）（第6回）

- 請願第115号外5件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第587号を審査した。
- 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆第11号）

【要 旨】

本法律案は、ゆとりのある国民生活の実現に資するため、「成人の日」を1月の第2月曜日とし、「体育の日」を10月の第2月曜日とするものである。

この法律は、平成12年1月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（１件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院での 受領月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
11	国民の祝日に関する法律の 一部を改正する法律案	内 閣 委 員 長 二 田 孝 治 君 (10.10. 6)	10.10. 7	10.10. 7	10.10. 7	10.10.13 可 決	10.10.14 可 決			10.10. 7 可 決